



令和 8 年 第 8 回 総 会

会 議 録

期 日	令和 8 年 7 月 3 0 日
場 所	枕崎市妙見センター

枕 崎 市 農 業 委 員 会

令和 8 年第 8 回枕崎市農業委員会総会

会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日 令和 8 年 7 月 30 日（木）

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	3 7	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	3 8	農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）について
4	3 9	農地法第 3 条許可申請について
5	4 0	農地法第 4 条許可申請について
6	4 1	農用地利用集積等促進計画の調整について
7	4 2	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第 5 条第 3 項第 5 号の規定による農業委員会意見書（案）について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
7 月 30 日	午後 2 時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 5 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1 番	天 達 範 隆	農 業 委 員
運営委員	2 番	中 原 博 人	農 業 委 員
	3 番	俵 積 田 正 康	農 業 委 員
	4 番	西 村 真	農 業 委 員
運営委員	5 番	今 給 黎 龍 浪	農 業 委 員
	6 番	畑 野 真 人	農 業 委 員
	7 番	原 田 克 子	農 業 委 員
運営委員	8 番	園 田 和 寛	農 業 委 員
運営委員	9 番	白 澤 千 恵 子	農 業 委 員
会長代理	1 0 番	眞 茅 文 男	農 業 委 員
	1 1 番	大 川 正 朋	農地利用最適化推進委員
	1 2 番	俵 積 田 信 一 郎	農地利用最適化推進委員
	1 3 番	水 野 正 子	農地利用最適化推進委員
	1 4 番	白 澤 敦 行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	木 浦 勝 美
主 幹 兼 農 地 係 長	天 達 恵 一
農 地 係 参 事 補	新 屋 敷 嘉 一

午後 2 時 00 分 開会

議長 令和 8 年第 8 回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員 14 名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。4 番西村委員、5 番今給黎委員にお願いいたします。

日程第 1 号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に、日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第 2 号議案第 3 7 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1 ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号 2 0 9 号から 2 1 7 号までの合意解約は、利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 1 名、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 8 名です。

解約面積は畑が 15 筆で 9,744 m²です。

なお、整理番号 2 0 9 号から 2 1 6 号までの解約理由は農業廃止ですが、2 1 1 号から 2 1 6 号までは次期耕作者への利用権設定手続き中です。

以上農地法第 1 8 条第 6 項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 2 号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 2 0 9 号から 2 1 7 号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第 3 7 号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第 3 号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書(案)についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第3号、議案第38号、整理番号3号の農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）について説明いたします。

議案書の2ページから3ページになります。

この申請は、令和8年第5回農業委員会総会の日程第4号議案第27号の申請と同一申請地内に既に建設、使用されていた農作物栽培高度化施設（播種施設、野菜類育苗施設）の追認申請となります。

申請人は鹿児島市〇〇町〇〇番地、〇〇〇〇〇〇さんです。主な事業は、農畜産物の販売、農業生産資材の供給、営農・技術指導等を行っています。

申請地は、3ページに掲載してあります。

〇〇〇〇から北側へ約〇〇mに位置しています。

枕崎市あけぼの町〇〇番、畑、45,517 m²のうち平成9年度建設地分が2,103.25 m²、令和3年度建設地分が1,253.30 m²、合計3,356.55 m²です。

申請地の西側は申請人所有の宅地、その他周囲は市道です。

今回、申請人より農作物栽培高度化施設に関する特例として、平成30年に改正された農地法第43条第1項の規定による届出書が提出されており、令和3年度建設地分は農地転用許可が不要となりますが、農地法改正前の平成9年度建設地分は農地転用許可が必要となります。

今回、双方の建設地分について農業用施設用地への用途区分変更のため市長より意見聴取がありました。

申請地は農用地区域の外周の区域に位置しており、農用地の集団性、地域計画の達成及び農用地区域の利用上の支障、担い手に対する利用集積等へ影響を及ぼすおそれは無く、農業振興地域整備計画変更については特に問題のないものと思われれます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号3号について、眞茅委員をお願いします。

10番（眞茅委員）今回の農業振興地域整備計画変更認可申請については、既存施設となります。

5月15日に実施した農業振興地域整備計画変更認可申請時に、新規建設予定地と併せて、原田委員、事務局の新屋敷さんと申請人の〇〇〇〇、申請代理人の〇〇行政書士立ち合いのもと、現地調査を行ないました。

申請地等については事務局の説明のとおりです。

申請地は申請人所有の農地であり、農業振興地域の外周の区域に位置しています。

整理番号3号について、申請地の登記地目は畑ですが、申請人は今回申請の既存施設において野菜・花きの種苗を生産し、県下の野菜等生産農家への種苗供給事業を営んでいます。

事業目的は、健全な種苗の供給を推進すると共に、全事業所に対する販売支援を実施するための農作物栽培高度化施設（播種施設、野菜類育苗施設）です。

これまでに農用地の集団性、農用地区域の利用上の支障、担い手に対する利用集積等へ影響を及ぼしたことは無く、農業振興地域整備計画変更については特に問題のないものと思われます。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農業振興地域整備計画変更認可申請に係る軽微な変更のための意見書（案）については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第38号は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

整理番号25号から26号までの議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は4件です。

整理番号25号の申請地は、

駒水町〇〇番、畑、791㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、67歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、73歳、駒水町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

申請地については6ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より東側約〇〇mに位置します。

整理番号26号の申請地は、

別府西町〇〇番、畑、298㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、77歳、別府西町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、兼業農業、48歳、板敷南町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

申請地については8ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より北東側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号25号について、眞茅委員をお願いします。

10番（眞茅委員）整理番号25号について報告いたします。

7月4日、譲受人、〇〇〇〇さん立会いのもと現地調査を行いました。

場所は、事務局の説明のとおりです。

現況としましては、茶が植え付けられており、東側、南側、北側は茶畑、西側は道路です。

譲渡人と譲受人は、兄弟です。

弟名義であり、譲受人が 2000 年ころより管理しており現在に至っています。

譲渡人である弟が体調を崩して、帰ってくるあてもなく、今回の申請になったとの事です。

取得後も、茶畑として管理するとの事で問題のない申請ではないかと思います。
以上報告を終わります。

議長 次に、整理番号 26 号について、俵積田正康委員お願いします。

3 番（俵積田正康委員）整理番号 26 号について報告いたします。

7 月 11 日譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は板敷南町に居住する兼業農業者です。

譲渡人は別府西町に居住し、譲受人との関係はありません。

今回、西側が譲受人所有の畑であることから、譲渡人が処分したいとの意向もあり、無償譲渡することになりました。

位置関係は事務局のとおりです。

現況としましては、甘藷畑として管理されており、東側、南側は甘藷畑、北側は市道、西側は譲受人が所有する甘藷畑です。

本件の権利取得後も甘藷畑として利用する計画で問題の無い申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農地法第 3 条許可申請の整理番号 25 号から 26 号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、整理番号 25 号から 26 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

ここで農業委員会等に関する法律 31 条の規定により、白澤敦行委員の退席をお願いいたします。

（白澤委員除斥）

次に整理番号 27 号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 整理番号 27 号の申請地は、

桜山町〇〇番、田、384 m²

桜山町〇〇番、田、396 m²

桜山町〇〇番、田、200 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、47 歳、埼玉県にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、新規兼業農業、65 歳、宮田町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の農業開始ということであります。

申請地については 10 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より西側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 27 号について、水野委員をお願いします。

13 番（水野委員）整理番号 27 号について報告いたします。

7 月 1 日譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲渡人は〇〇〇〇さん、埼玉県に居住しています。

譲受人は宮田町に居住しています。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地 3 筆は譲受人が一体的に水稻栽培をしており、周辺も水稻栽培がされております。

取得後も、水稻栽培をする計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農地法第 3 条許可申請の整理番号 27 号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、整理番号 27 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

（白澤委員入室）

ここで農業委員会等に関する法律 31 条の規定により、原田委員の退席をお願いいたします。

（原田委員除斥）

次に整理番号 28 号の議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 整理番号 28 号の申請地は、

東鹿箆字馬見ヶ尾〇〇番、畑、924 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、66 歳、鹿児島市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、73 歳、美山町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

申請地については 12 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より北西側約〇〇mに位置します。

以上説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 28 号について、水野委員をお願いします。

13 番（水野委員）整理番号 28 号について報告いたします。

4 月 30 日譲受人立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲渡人は〇〇〇〇さん、鹿児島市に居住しています。

譲受人は美山町に居住しています。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は譲受人が茶を栽培しており、東側、西側、南側、北側は茶畑です。

取得後も、茶を栽培する計画で、効率的な経営が行われることから、問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 4 号農地法第 3 条許可申請の整理番号 28 号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

（原田委員入室）

次に、日程第 5 号農地法第 4 条許可申請についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第 4 条の許可申請は 1 件です。

整理番号 1 号の申請地は、あけぼの町〇〇番の一部、畑、45,517 m²のうち 2,103.25 m²です。

申請人は〇〇〇〇〇〇さんです。

転用目的は農業用施設です。

申請事由は、「拠点型の播種施設及び野菜育苗施設を建築し、野菜の種苗を育成し、県下 13 の JA が各地域の野菜の生産農家に対して、健全な育苗の供給を達成すると共に、全事業所に対する販売支援を実施するため、施設を建築したい。」とのことです。

申請地は、15 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇に位置しています。

農地の区分は農用地区域内農地で、農用地利用計画指定用途に指定された農業用施設の建設であり、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 2,103.25 m²で問題のないものと思われます。

当該申請地への今後の進入方法については北側が農地法第 43 条第 1 項の規定による届出済の農作物栽培高度化施設であり、通路についてもこちらを使用する計画です。

なお、本件申請地は農地法の許可を得ず、平成 9 年に工事着工ですが、当農業委員会の指導により、追認許可を得ようとするものです。「農地法の手続きをせず、工事をしたことを深く反省し、今後は、こうした事のないよう努める」との始末書が添付されております。

そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、周囲の土地にこれまでも、被害を及ぼしたこともないため、無断転用の事例ではありますが、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号 1 号について、眞茅委員をお願いします。

10 番（眞茅委員）整理番号 1 号について報告をします。

農業振興地域整備計画変更認可申請の現地調査の 5 月 15 日に、原田委員、事務局新屋敷さんと申請人の〇〇〇〇、申請代理人の〇〇行政書士立会いのもと現地調査を行いました。

現況としましては、敷地内の中央部に位置しており播種施設・育苗施設（硬プラハウス）が建てられています。

平成 9 年建設で、建築確認書等の手続きは適正な処理のもと建築されているとの事です。

建設計画時に、農業委員会に申請するところですが、申請等の協議記録がなくの設置当時にどのような手続きがされたのか不明との事で今回の申請になったとの事です。

始末書も添付されており、自己所有の敷地内であるために外周の農地に被害を与えることはなく問題のない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 5 号農地法第 4 条許可申請の整理番号 1 号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
次に、日程第6号農用地利用集積等促進計画の調整についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第6号議案第41号農用地利用集積等促進計画の調整について説明いたします。

1. 利用権設定関係についてです。

16 ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号214号から220号の2まで利用権設定を受ける者有限会社〇〇〇〇さん外6名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外7名で設定面積は、畑が12筆10,158㎡、樹園地が2筆1,440㎡、合計面積14筆11,598㎡です。

次に所有権移転関係の農地中間管理機構の売り渡しについてです。17 ページをご覧ください。

こちらにつきましては令和8年第4回農業委員会総会の日程第7号議案第23号の2. 所有権移転関係(1) 農地中間管理機構が買い入れの土地に係る売り渡しについてです。

整理番号4号、所有権の移転を受ける者は茅野町の株〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。

整理番号5号、所有権の移転を受ける者は茅野町の株〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さんです。

整理番号6号、所有権の移転を受ける者はまかや町の〇〇〇〇さんです。

整理番号7号、所有権の移転を受ける者は茅野町の〇〇〇〇さんです。

整理番号8号、所有権の移転を受ける者は下松町の〇〇〇〇さんです。

整理番号9号、所有権の移転を受ける者はまかや町の〇〇〇〇さんです。

合計で6件21筆32,233㎡です。移転の時期としましては令和8年9月1日を予定しています。

次に所有権移転関係の農地中間管理機構の買い入れ及び売り渡しについてです。

令和8年4月から開始された一括方式による手続きです。

整理番号1号、出し手は鹿児島市にお住いの〇〇〇〇さんです。受け手は茅野町の〇〇〇〇さんです。

移転する土地は2筆で面積は6,225㎡です。参考ですが、農地売買価格は1,700,000円、273,092円/10aです。

整理番号2号、出し手は駒水町の〇〇〇〇さん、受け手は白沢東町の〇〇〇〇さんです。

移転する土地は2筆で面積は3,146㎡です。参考ですが、農地売買価格は111,000円、35,282円/10aです。

整理番号3号、出し手は鹿児島市にお住いの〇〇〇〇さんです。受け手は白沢東町の〇〇〇〇さんです。

移転する土地は3筆で面積は3,544 m²です。参考ですが、農地売買価格は240,000円です。67,720円/10aです。

合計で3件7筆12,915 m²です。移転の時期は農地中間管理機構の買い入れが令和8年9月1日、売り渡しは令和8年10月1日を予定しています。

以上の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上説明を終わります。

議長

ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第6号農用地利用集積等促進計画の調整のうち、「1. 利用権設定関係」の整理番号214号から220号2、及び「2. 所有権移転関係」の「(2)農地中間管理機構が売り渡し(二段階方式)」の整理番号4号から9号、並びに「2. 所有権移転関係」の「(1)農地中間管理機構が買い入れ(一括方式)」及び「(2)農地中間管理機構が売り渡し(一括方式)」の整理番号1号から3号については、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

なお、議案第41号の決定した案件につきましては、農地中間管理機構に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請してまいります。

ここで農業委員会等に関する法律31条の規定により、俵積田信一郎委員の退席をお願いいたします。

(俵積田信一郎委員除斥)

次に、日程第7号入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見書(案)についてを議題といたします。

議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局

日程第7号、議案第42号、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第5条第3項第5号の規定による農業委員会意見書(案)について説明いたします。

まず、入会林野整備事業の内容について補足で説明いたします。

この事業は農政課耕地林務係が窓口となっておりまして、昭和41年に制定された「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」(近代化法)に基づいて行っております。

この近代化の目的は、「入会権等の旧来の慣行を廃止し、林野の実質上の所有者と土地登記簿上の所有者を一致させて、それまでの権利より明白な権利（所有者等）を設定して地域の農林業上の利用増進を図ろうとするもので、入会林野等の自由な活用を助長する法律です。

入会林野整備事業とは、「入会権」のある「もえ山」などを活用して、地域の農林業の振興を図ろうとする事業でございます。

「入会権」は主として利用する権利であって、所有できる権利ではないので「入会権者」が活用しやすいように登記を「入会権者」、これは原則として地域に住んでいて、農林業に従事し、その土地に「入会権」を持っている人である人の所有名義に変える事業です。

例えば、古い名義のまま登記名義人が変更されていない土地は売買や貸借が行えないため、現在の管理者に所有権を登記することにより、その土地の農林業上の活用を促進することが目的となっています。

それでは議案の説明に入ります。19 ページから 23 ページになります。

今回、枕崎市域入会林野整備組合組合長〇〇〇〇氏より入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第 5 条第 3 項第 5 号の規定により、農業委員会に対して意見を求められました。

これは入会林野整備計画の中に農地、採草放牧地が存在する場合、通常の農地法第 3 条による農地の所有権移転の審議と同様に、農地、採草放牧地の所有権が入会権者へ移転する場合の適格要件の審議を行います。

その農地、採草放牧地の入会権者（権利者）が農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないかを確認するものです。

今回、意見を求められた枕崎市域入会林野整備計画のうち、農地は田が 31 筆 10,282 m²、畑が 379 筆、258,072 m²で合計 410 筆 268,354 m²となります。

入会権者は枕崎市まかや町〇〇番地〇〇〇〇さん他 169 名です。これらの方々は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと認めます。

以上説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第 7 号入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第 5 条第 3 項第 5 号の規定による農業委員会意見書（案）については、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第 4 2 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

（俵積田信一郎委員入室）

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午後 2 時40分 閉会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

会議録署名委員 西村 真

会議録署名委員 今給黎 龍浪